

議第59号

**県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を
求めることについて**

上記の議案を提出する。

平成29年 3 月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を
求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、平成28年度において県の
行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決
を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
補助林道事業	長浜市	1,500,000	△ 54,000	1,446,000
	米原市	3,000,000	△ 570,000	2,430,000
	計	4,500,000	△ 624,000	3,876,000
県営農道整備事業	彦根市	5,720,000	△ 1,725,000	3,995,000
	甲賀市	2,725,000	2,594,000	5,319,000
	計	8,445,000	869,000	9,314,000
県営みずすまし事業	東近江市	7,370,000	6,050,000	13,420,000
	計	7,370,000	6,050,000	13,420,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	1,950,000	△ 403,000	1,547,000
	守山市	8,750,000	△ 3,180,000	5,570,000
	計	10,700,000	△ 3,583,000	7,117,000
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	長浜市	13,019,000	△ 11,488,000	1,531,000
	計	13,669,000	△ 11,488,000	2,181,000
単独道路改築事業	大津市	39,710,100	1,864,919	41,575,019
	彦根市	12,325,950	△ 3,108,780	9,217,170
	長浜市	15,586,800	△ 305,909	15,280,891
	近江八幡市	7,950,000	△ 1,750,380	6,199,620
	草津市	41,700,000	△ 3,023,425	38,676,575

議第59号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第59号 県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	守山市	10,200,000	2,284,874	12,484,874
	栗東市	10,007,000	△ 2,929,739	7,077,261
	甲賀市	12,639,000	△ 314,784	12,324,216
	野洲市	5,700,000	3,562,720	9,262,720
	湖南市	2,401,000	420,136	2,821,136
	高島市	15,870,300	△ 2,823,600	13,046,700
	東近江市	21,206,100	7,881,233	29,087,333
	米原市	7,201,500	△ 2,220,240	4,981,260
	日野町	1,200,000	△ 330,870	869,130
	竜王町	3,147,000	△ 2,367,888	779,112
	愛荘町	4,956,000	633,780	5,589,780
	豊郷町	981,000	935,388	1,916,388
	計	213,912,750	△ 1,592,565	212,320,185
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	13,400,000	1,200,300	14,600,300
	長浜市	1,150,000	△ 1,150,000	—
	近江八幡市	17,000,000	4,699,974	21,699,974
	高島市	3,400,000	563,848	3,963,848
	米原市	3,050,000	△ 1,007,871	2,042,129
	計	38,000,000	4,306,251	42,306,251
補助急傾斜地総合流域防災事業	長浜市	8,000,000	2,304,732	10,304,732
	栗東市	7,700,000	4,996,790	12,696,790
	甲賀市	8,000,000	△ 2,105,543	5,894,457
	高島市	300,000	△ 33,024	266,976
	東近江市	1,000,000	△ 512,056	487,944
	計	25,000,000	4,650,899	29,650,899
補助都市計画街路事業	彦根市	134,281,800	△ 47,798,550	86,483,250
	守山市	2,475,000	10,003,500	12,478,500
	栗東市	97,974,000	1,246,725	99,220,725
	甲賀市	58,500,000	4,500,000	63,000,000
	東近江市	88,650,000	11,700,675	100,350,675
	計	410,955,300	△ 20,347,650	390,607,650
単独都市計画街路事業	栗東市	6,900,000	300	6,900,300
	東近江市	2,250,000	138,000	2,388,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	計	21,150,000	138,300	21,288,300

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成28年10月13日議決の「県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第137号）」の金額を改めようとするものである。